

第6次大子町行政改革大綱

実施計画

令和3年3月12日
大子町

備 考

- ※ 【新規】は第6次行政改革大綱実施計画からの新規の取り組み。
- 【継続】は第5次行政改革大綱実施計画からの継続した取り組み。
- ◎印は実施年度、→印は継続実施とする。
- 検討する該当課欄は、令和2年度4月現在の組織機構とする。
- この実施計画の進行管理については、毎年度見直しを行うものとする。

1 持続可能な自治体経営の確立

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等																																															
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																																
(1) 定員管理の適正化	<p>① 定員適正化計画の推進【継続】 適正な定員管理を行うため、事務事業の見直しや、職員資質の向上を図りながら定員適正化計画を着実に推進する。 令和2年4月1日現在の職員数を基準として、組織基盤を安定させるために年齢構成の平準化を図りながら、定年引上げ制度の導入を踏まえた定員管理を行う。また、町民のニーズとその業務量に応じた人員を確保するとともに、業務効率化や既存体制の見直し等により職員の意識改革と人材育成を図る。</p> <p>○職員数（定年の段階的な引上げ）</p> <table> <tr> <td>244人</td> <td>247人 定年61歳</td> <td>251人 →</td> <td>249人 定年62歳</td> <td>254人 →</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="7">【職員数内訳】</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> <tr> <td>退職者数</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>採用者見込数</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>244</td> <td>244</td> <td>247</td> <td>251</td> <td>250</td> <td>254</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>△1</td> <td>4</td> </tr> </table>	244人	247人 定年61歳	251人 →	249人 定年62歳	254人 →	【職員数内訳】							区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	退職者数	—	12	5	0	6	0	採用者見込数	—	12	8	4	5	4	職員数	244	244	247	251	250	254	増減	—	0	3	4	△1	4						総務課
244人	247人 定年61歳	251人 →	249人 定年62歳	254人 →																																																		
【職員数内訳】																																																						
区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																																
退職者数	—	12	5	0	6	0																																																
採用者見込数	—	12	8	4	5	4																																																
職員数	244	244	247	251	250	254																																																
増減	—	0	3	4	△1	4																																																
(2) 給与の適正化	<p>① 給与水準の適正化【継続】 国の基準に合わせた職員給与の適正化を推進する。</p> <p>○人事評価制度を活用した昇給及び賞与等の運用</p>	◎	→	→	→	→	総務課																																															
(3) 公債費の抑制	<p>① 公共施設等総合管理計画に沿った計画的な改修【継続】 【起債発行額の平準化】 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の運用管理を行い、適宜見直しを加えながら、計画的に公共施設の更新、統廃合、長寿命化を推進することで、起債発行額の平準化に努める。</p> <p>○公共施設等総合管理計画の見直し ○公共施設等総合管理計画の運用管理</p>	◎	→ ◎	→ →	→ →	→ →	財政課																																															

1 持続可能な自治体経営の確立

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	<p>【消防庁舎の更新】【新規】 現在の消防庁舎は、施設・設備の老朽化が著しく、かつ浸水想定区域に位置していることから、防災拠点としての役割を果たせない恐れがある。浸水対策を行った上で施設を耐震化又は建替えとするか、あるいは移転新築とするか方向性等を検討するための組織を設置し、整備に関する基本計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検討組織の設置 ○基本計画の策定 	◎	→	→ ◎	→	→	消防本部
(4) 公営企業会計の健全化	<p>① 水道事業会計の健全化【新規】 水道事業会計を将来にわたって継続して安定的に運営するため、中長期的な経営の基本計画である「大子町水道事業経営戦略」及び「水道事業収支計画」に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○窓口業務における他市町との広域連携 <ul style="list-style-type: none"> ・検討、準備 ・連携開始 ○水道使用料、手数料の適正化 ○企業債発行額の抑制 <p>② 水道事業会計と浄化槽事業会計の統合【新規】 浄化槽事業会計の持続的な経営を確保するため、国から令和5年度末までに公営企業会計に移行することが求められている。 経営基盤を強化するため、水道事業会計と浄化槽事業会計を統合し経営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業会計への移行準備（基本計画、資産調査等） ○水道課と統合（システム改修等） ○公営企業会計として運用開始 	◎ 150,000千円	80,000千円	70,000千円	70,000千円	70,000千円	水道課 ◎ ◎ ◎ 生活環境課

1 持続可能な自治体経営の確立

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等																																																																																																																																																										
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																																																																																																																																											
(5) 峰入の確保	<p>① 町税及び使用料・手数料等の収納対策の推進【継続】</p> <p>【町税】</p> <p>滞納者に対し納税啓発、納付指導、財産調査や実態調査を実施するとともに、必要に応じ差押を行い、徵収困難事案については茨城租税債権管理機構へ移管、無財産者及び生活困窮者に対しては執行停止を行う。</p> <p>町広報誌等により、口座振替制度の利用促進を図るとともに、口座振替利用者へのサービスを実施する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>○町税（国保税以外）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（現年分）</td> <td>98.1%</td> <td>98.2%</td> <td>98.2%</td> <td>98.3%</td> <td>98.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（滞納繰越分）</td> <td>30.0%</td> <td>35.0%</td> <td>40.0%</td> <td>41.5%</td> <td>43.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○国民健康保険税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（現年分）</td> <td>92.0%</td> <td>92.3%</td> <td>92.5%</td> <td>92.8%</td> <td>93.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（滞納繰越分）</td> <td>28.0%</td> <td>28.5%</td> <td>29.0%</td> <td>29.5%</td> <td>30.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○徴収率向上のための取り組み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>税務課</td> </tr> <tr> <td> ・口座振替率 町税（国保税以外。）</td> <td>31.0%</td> <td>32.0%</td> <td>33.0%</td> <td>34.0%</td> <td>35.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 国民健康保険税</td> <td>38.5%</td> <td>39.0%</td> <td>39.5%</td> <td>39.8%</td> <td>40.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・口座振替制度等キャッシュレス収納の利用促進</td> <td>◎</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・スマートフォン収納の拡充</td> <td>◎</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【保険料・使用料・手数料等】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受益者負担の原則に基づき、行政サービスの公正性を図るため、訪問・呼出面談による納付指導、一斉催告等の収納対策を推進する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>また、債権管理条例に基づき、適切かつ効率的な債権の徵収等を行う。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○介護保険料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>福祉課</td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（現年分）</td> <td>99.0%</td> <td>99.1%</td> <td>99.2%</td> <td>99.3%</td> <td>99.4%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（滞納繰越分）</td> <td>50.0%</td> <td>50.1%</td> <td>50.2%</td> <td>50.3%</td> <td>50.4%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○後期高齢者医療保険料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>町民課</td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（現年分）</td> <td>99.3%</td> <td>99.4%</td> <td>99.4%</td> <td>99.5%</td> <td>99.5%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・徴収率（滞納繰越分）</td> <td>40.0%</td> <td>40.5%</td> <td>41.0%</td> <td>41.5%</td> <td>42.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○町税（国保税以外）							税務課	・徴収率（現年分）	98.1%	98.2%	98.2%	98.3%	98.3%			・徴収率（滞納繰越分）	30.0%	35.0%	40.0%	41.5%	43.0%			○国民健康保険税							町民課	・徴収率（現年分）	92.0%	92.3%	92.5%	92.8%	93.0%			・徴収率（滞納繰越分）	28.0%	28.5%	29.0%	29.5%	30.0%			○徴収率向上のための取り組み							税務課	・口座振替率 町税（国保税以外。）	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%			国民健康保険税	38.5%	39.0%	39.5%	39.8%	40.0%			・口座振替制度等キャッシュレス収納の利用促進	◎	→	→	→	→			・スマートフォン収納の拡充	◎	→	→	→	→			【保険料・使用料・手数料等】								受益者負担の原則に基づき、行政サービスの公正性を図るため、訪問・呼出面談による納付指導、一斉催告等の収納対策を推進する。								また、債権管理条例に基づき、適切かつ効率的な債権の徵収等を行う。								○介護保険料							福祉課	・徴収率（現年分）	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%			・徴収率（滞納繰越分）	50.0%	50.1%	50.2%	50.3%	50.4%			○後期高齢者医療保険料							町民課	・徴収率（現年分）	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%			・徴収率（滞納繰越分）	40.0%	40.5%	41.0%	41.5%	42.0%		
○町税（国保税以外）							税務課																																																																																																																																																										
・徴収率（現年分）	98.1%	98.2%	98.2%	98.3%	98.3%																																																																																																																																																												
・徴収率（滞納繰越分）	30.0%	35.0%	40.0%	41.5%	43.0%																																																																																																																																																												
○国民健康保険税							町民課																																																																																																																																																										
・徴収率（現年分）	92.0%	92.3%	92.5%	92.8%	93.0%																																																																																																																																																												
・徴収率（滞納繰越分）	28.0%	28.5%	29.0%	29.5%	30.0%																																																																																																																																																												
○徴収率向上のための取り組み							税務課																																																																																																																																																										
・口座振替率 町税（国保税以外。）	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%																																																																																																																																																												
国民健康保険税	38.5%	39.0%	39.5%	39.8%	40.0%																																																																																																																																																												
・口座振替制度等キャッシュレス収納の利用促進	◎	→	→	→	→																																																																																																																																																												
・スマートフォン収納の拡充	◎	→	→	→	→																																																																																																																																																												
【保険料・使用料・手数料等】																																																																																																																																																																	
受益者負担の原則に基づき、行政サービスの公正性を図るため、訪問・呼出面談による納付指導、一斉催告等の収納対策を推進する。																																																																																																																																																																	
また、債権管理条例に基づき、適切かつ効率的な債権の徵収等を行う。																																																																																																																																																																	
○介護保険料							福祉課																																																																																																																																																										
・徴収率（現年分）	99.0%	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%																																																																																																																																																												
・徴収率（滞納繰越分）	50.0%	50.1%	50.2%	50.3%	50.4%																																																																																																																																																												
○後期高齢者医療保険料							町民課																																																																																																																																																										
・徴収率（現年分）	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%																																																																																																																																																												
・徴収率（滞納繰越分）	40.0%	40.5%	41.0%	41.5%	42.0%																																																																																																																																																												

1 持続可能な自治体経営の確立

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅家賃 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収率（現年分） ・徴収率（滞納繰越分） ○浄化槽清掃手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収率（現年分） ・徴収率（滞納繰越分） ○墓地管理料 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収率（現年分） ・徴収率（滞納繰越分） <p>【徴収体制の強化】 債権回収の方法や困難事案に関する解決方法等の研修会を実施し、滞納整理に関する専門性・実務の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修会の検討 ○研修会開催 	98.2% 55.5%	98.4% 56.0%	98.6% 56.5%	98.8% 57.0%	99.0% 58.0%	建設課
	<p>② 町有遊休地の利活用の推進（町有遊休地）【継続】</p> <p>遊休地の貸付けを適切に推進するとともに、企業誘致用地として利用可能な土地については、町ホームページ等で周知し積極的に活用を図る。また、未利用の状態が続いている土地については、維持管理費の抑制のため売払いを検討及び推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利活用件数（売払い、貸付、所管替え） <ul style="list-style-type: none"> ・新規件数（単年度） ・新規件数（累計） 	◎	◎	→	→	→	財政課
	<p>③ 町有遊休地の利活用の推進（町有林）【継続】</p> <p>町有林の間伐計画を年度毎見直し、計画的に間伐を実施することにより、町有林の適正管理と資産価値の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の年次見直し ○利活用できる間伐予定面積等 	2 (2)	2 (4)	2 (6)	2 (8)	2 (10)	財政課

1 持続可能な自治体経営の確立

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	<p>④ ふるさと大子応援寄附金の增收【新規】 自主財源を確保するため、広報・返礼品の充実、寄附者の利便性に向けた取組みを行い、寄附金の增收を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業版ふるさと納税の導入 ○広報・返礼品の充実 ○寄附金の受入金額 	◎ → 4,000万円	→ 4,100万円	→ 4,200万円	→ 4,300万円	→ 4,400万円	財政課

2 次代を担う人材確保と育成の強化

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
(1) 人事評価制度の活用	<p>① 人事評価制度の活用【継続】 人事評価制度の検証と改良を行い、昇任・昇格等への活用基準を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昇任・昇格等への活用基準の検討 ○本格運用 	◎	◎	→	→	→	総務課
(2) 女性職員の管理職への積極的な登用	<p>① 女性職員の管理職への積極的な登用【継続】 女性の視点を町政に適切に反映させるため、女性管理職の目標登用率を設定し、積極的な登用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性管理職数割合（課長級＋課長補佐級） 	23.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%	総務課
(3) 職員研修の推進	<p>① 職員研修の推進【継続】 職員の資質向上を図るため、引き続き職場内・外における研修への受講等を推進するとともに職員の自主的な研修の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町主催、県自治研修所における研修 ○茨城県機関等への派遣研修 ○自治大学校、市町村職員中央研修所における研修 ○民間企業への派遣研修 ○有識者の指導によるグループ研修 ○庁内業務相互理解の促進 ○水道事業に係る資格取得に向けた研修 	→ → → → → → ◎	→ → → → → → →	→ → → → → → ◎	→ → → → → → →	→ → → → → → ◎	総務課

2 次代を担う人材確保と育成の強化

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
(4) その他の人材確保	<p>① 専門職種の確保【継続】</p> <p>応募率の低い専門職種について、早期の募集案内、教養試験の免除、募集案内のための学校訪問等を実施し応募者の増加を図る。</p> <p>募集案内においては、勤務条件に加え町の概要を提供することにより、町職員として働きたいという意欲を持った人材を広く公募しするとともに、応募しやすい条件づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職の採用試験の独自実施 ○募集案内のための学校訪問実施 ○募集案内時に町の概要等を記載した冊子を作成 ○特殊な経験を持つ者の応募しやすい条件づくり 	→ → ◎ →	→ → → →	→ → → →	→ → → →	→ → → →	総務課
	<p>② 大学や民間企業等との人材交流【継続】</p> <p>大学や民間企業等と連携し、専門的な知見を有する人材を登用する。</p> <p>また、国県及び他の公共機関等との人材交流を通じ、幅広い知識を有する職員の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学や民間企業との連携による人材交流 ○公共機関等との人材交流 	◎ →	→ →	→ →	→ →	→ →	総務課

3 効果的・効率的な組織運営

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
(1) 事務事業の見直し	① 行政評価の推進【継続】 事業評価による事務事業の見直しを推進するため、評価結果については、議会への報告と町民への公表を行い、次年度以降の予算に反映させる。 ○事業評価の決定と公表		→	→	→	→	まちづくり課
	② 民間委託の推進【継続】 【斎場管理運営】 斎場の管理運営について、引き続き必要な調査検討を行い、民間委託又は指定管理者制度への移行を図る。 ○調査検討及び方針の決定 ○事業移行準備 ○民間委託又は指定管理者制度へ移行	◎	◎	◎			生活環境課
	【日直業務】 時間外戸籍関係届受付業務等の日直業務の見直しを図り、業務に精通した公務員経験者を会計年度任用職員として雇用し運用を図る。 ○実施方法の検討 ○会計年度任用職員の募集 ○見直し後の業務実施	◎	→ ◎	◎	→	→	総務課 町民課
	③ 子育て支援施策について【継続】 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の同一場所（学校等）での実施、及び担当部署の変更について組織再編を視野に入れ検討を図る。 ○実施場所の検討 ○見直し後の業務実施	◎	→	◎	→	→	福祉課 教育委員会

3 効果的・効率的な組織運営

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	<p>④ 総合案内窓口の設置【新規】 新庁舎移設後、正面玄関に案内窓口を設置し、来庁者を必要な部署に適切に案内することでサービスの向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置内容の検討 ○業務実施 	◎	◎	→	→	→	総務課
(2) 流動的な人員配置	<p>① 流動的な人員配置【継続】 職員応援制度を活用し、繁忙期において一時的に他所属から応援を要請するなど、流動的な人員配置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員応援制度利用件数 	1件	1件	2件	2件	3件	総務課
(3) 働き方改革の実現	<p>① テレワークの普及促進【新規】 感染症対策として広がったテレワークの定着と加速を図るため、職務範囲の検討を行い、多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境整備の検討 ○試行と検証 	◎	◎	→	→	→	総務課
(4) 組織再編	<p>① 効果的な健康づくり・介護予防のための課再編【新規】 若い世代から一貫した流れで健康づくり・介護予防を推進できるよう課を再編し、医療費及び介護保険給付費の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各課事業内容の共有、事業統合・見直しに向けた検討 ○一体的事業の開始、組織改編に向けた検討 ○新体制による事業実施 	◎	◎	◎	→	→	福祉課 健康増進課 町民課
	<p>② 道路維持管理に関する見直し【新規】 道路の維持管理について、技術系の人的資源が限られていることから、「町道・農道・林道の種別に応じて取り扱うこと」と「類似な業務について複数の所管で取り扱うこと」のどちらがより効率的なのか現状維持も含めて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の検討 	◎	→	→			建設課 農林課

4 行政サービスの質的向上

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
(1) 行政事務マニュアル化の推進	<p>① 行政事務マニュアル化の推進【継続】 担当外等のどの職員であっても、相互にお互いの事務を標準的に処理できるよう、業務処理手順書（マニュアル）を整備し、職場内における協力体制の整備を図る。</p> <p>○マニュアルの整備推進</p>	→	→	→	→	→	各 課
(2) 少子化社会への対応	<p>① 認定こども園の設置【継続】 保育所、幼稚園を統合化し、認定こども園を設置することで少子化に対応した保育環境の充実を図る。</p> <p>○設置のための検討 ○設置及び運用</p>	◎	→	→	◎	→	福祉 課 教育委員会
(3) 地域包括ケアシステムの構築	<p>① 地域包括ケアシステムの構築【新規】 少子高齢化に伴う社会保障費抑制のため、役場全体及び関係機関が密に連携し、「町民が、住み慣れた大字町で、自分らしく、最期まで暮らす」ために必要な在宅ケア体制の構築を目指す。</p> <p>○関係協議会等の抽出・整理等 ○関係者間の研修等の実施 ○関係者間における課題抽出・整理・検証 ○地域包括ケアシステム骨子の検討 ○地域包括ケアシステム運用開始</p>	◎ ◎	→ ◎ ◎	→	◎	→	福祉 課
(4) 情報通信技術(ICT)の活用	<p>① キャッシュレス決済の導入【新規】 役場窓口における各種手数料等の収納業務について、バーコードやQRコード等によるキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を図る。</p> <p>○町民課・税務課窓口における環境構築 ○キャッシュレス決済利用率 ○サービスの周知</p>	◎ ◎	2.0% →	3.0% →	4.0% →	5.0% →	まちづくり課 町民課 税務課

4 行政サービスの質的向上

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	<p>② 役場窓口機能の拡充【新規】 町内3箇所の郵便局に委託している公的証明書発行等事務について、町民に更なる周知を図ることで利用促進を図る。</p> <p>○事務取扱件数</p>	550件	750件	900件	1,100件	1,300件	町民課
	<p>③ A I や R P A 等の先進技術の導入【継続】 A I, R P A, I o T 等を導入して、業務の効率化、事務削減を目指す。</p> <p>○対象業務の選定と実証実験 ○本格稼働</p>	◎	◎	→	→	→	まちづくり課
	<p>④ 情報通信技術の有効活用【継続】 大子町公式アプリケーション等により、行政情報を迅速かつきめ細かに発信し、町民サービスの充実を図る。また、シニア世代向けのスマートフォン講座を開催し、利用者の普及拡大を図ることで、高齢者が I C T のメリットを享受できる環境を構築する。</p> <p>○大子町公式アプリケーション登録者数 ○スマートフォン講座参加者数（延べ人数）</p>	3,000人 120人	3,100人 180人	3,200人 180人	3,300人 240人	3,400人 240人	まちづくり課 教育委員会
	<p>⑤ 行政手続きにおける押印の廃止【新規】 国の動向に留意しながら、行政手続における押印を廃止する。また、その根拠となる規則、要綱等を改正する。 押印を廃止するに当たり、まず内部手続から実施し、段階的に住民手続へ広げていく。</p> <p>○内部手続に関する押印廃止 ○外部手続に関する押印廃止</p>	◎ ◎	→ →	→ →	→ →	→ →	総務課

4 行政サービスの質的向上

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
	<p>⑥ マイナンバーカードの普及と利用促進【新規】 マイナンバーカード普及とマイナンバー利活用の促進を促すにあたり、町内の職場等に出向き申請のサポート（出張申請サポート）や申請時来庁方式によるサポートを拡充する。</p> <p>○マイナンバーカード取得率</p>	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	町民課

5 町民参画と協働による行政運営

推進項目	取り組みの内容	スケジュール					検討する該当課等
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
(1) 啓発による住民意識の向上及び情報共有	<p>① 自主防災組織の能力向上【継続】 自主防災組織の防災意識や能力向上を図るため、当該組織が主体となって行う防災訓練・研修会、危険個所や避難経路の点検、避難行動要支援者名簿の更新等の支援を行う。</p> <p>○防災訓練や研修会を実施している組織率の向上 ○防災士の資格取得者数</p>	40.0% 10名	45.0% 10名	50.0% 10名	55.0% 10名	60.0% 10名	総務課
(2) まちづくりに係る各種団体の育成	<p>① 団体の育成・支援と町外人材とのネットワーク構築【継続】 地域おこし協力隊制度を活用し、町外の人材を地域の新たな担い手として受け入れ、町への定住・定着が図られることにより地域力の維持・強化を図る。 また、地域の課題解決等に取り組む団体等の活動を支援し、協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>○地域おこし協力隊員数 うち地域おこし企業人の受入数 ○元気なまちづくりチャレンジ支援事業の補助件数 ○上記事業募集内容の検討</p>	4人 1人 4件	7人 1人 4件	10人 1人 4件 ◎	10人 2人	10人 2人	まちづくり課
	<p>② 女性参画機会の積極的な拡大【継続】 町政運営に女性の声を反映させるため、第2次大子町男女共同参画計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組む。</p> <p>○男女共同参画セミナーの開催 ○各種審議会委員の女性委員の登用率</p>	年3回 25.0%	年3回 30.0%	年3回 35.0%	年3回 40.0%	年3回 45.0%	まちづくり課
(3) 福祉のまちづくりの推進	<p>① 地域住民による助合い体制の構築【新規】 地域住民による生活支援体制等を構築することで、地域課題の解決や介護サービスの担い手不足及び介護給付の抑制を図る。</p> <p>○生活支援体制整備事業における日常生活圏域（第2層）協議体の設置</p>	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所	福祉課